

「職長・安全衛生責任者教育」開催のご案内

労働安全衛生法第60条の規定に基づき、事業者は、新たに職長に就任する者・その他作業を直接指導又は監督する生産現場監督者（法定の作業主任者を除く）に対し、安全・衛生の教育を実施することが義務付けられております。

また、建設業においては「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」についても平成12年3月28日付け基発第179号通達により規定されました。

そこで、当協会では協会会員事業主に代わって厚生労働省令（安衛則）で定める教育規程に基づき、下記により「職長・安全衛生責任者教育」を開催することといたしましたので、貴事業場の該当者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程 令和6年1月18日(木)・19日(金)

2. 会 場 和同新産センタービル(長岡市新産2-1-4)



3. 時 間 1/18 9:30～17:30 職長教育

/19 9:00～15:00 //

15:00～17:00 安全衛生責任者教育

4. 定 員 42名(最少開催人員11名)

※申込書提出・お振込み前に、必ず電話にて定員枠を確保してください。

※締切日までに最少開催人員に達しない際は、中止となる場合があります。

5. 締切日 令和6年1月4日(木)

※または定員に達し次第、但し締切日までキャンセル待ちは可能です。

6. 受講料(税、テキスト代込み)

① 職長教育と安全衛生責任者教育いずれも受講 会員 17,000円 非会員 19,500円

② 職長教育のみ受講 会員 15,000円 非会員 17,500円

③ 安全衛生責任者教育のみ受講 会員・非会員 4,000円

※職長教育修了者に限る。修了証の写し添付

7. 申込方法 裏面申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXでお申込み下さい。

〈申込先〉〒940-0029 長岡市東蔵王2-6-26 吉沢ビル 右棟3F 長岡労働基準協会

TEL: 0258-86-4110 FAX: 0258-86-4111

〈振込先〉第四北越銀行 神田中央支店 普通0155924 長岡労働基準協会 ※振込明細を添付

8. その他

(1) 講習修了者には修了証を交付いたします。

(2) 振込手数料は振込人様ご負担でお願いします。

(3) 申込者様の御都合により受講を取り止める場合は、納付された受講料は原則としてお返し出来ませんのでご了承願います。なお、受講者を変更(無料)または次回開催以降へのシフト(1回のみ、手数料1,000円)は可能です。

(4) 長岡労働基準協会公式ウェブサイトにて本案内(PDF)をダウンロードできます。

〈HomePage〉 <https://www.ngk-roukikyo.net>

★ 令和5年4月1日から労働安全衛生法施行令の改正により「食品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が職長教育の対象の業種に加えられました

「職長・安全衛生責任者教育」 受講申込書

《①～③より選択し受講区分の欄へ記入》

- ① 職長教育と安全衛生責任者教育いずれも受講
- ② 職長教育のみ受講
- ③ 安全衛生責任者教育のみ受講

〈 受講日：令和6年1月18日(木)・19日(金) 〉

↓どちらかに○

事業場名				業種			会員	非会員
事業場所在地	〒 ー			TEL				
				FAX				
受講番号	受講区分	氏名	生年月日	受講番号	受講区分	氏名	生年月日	
※			S. H.	※			S. H.	
※			S. H.	※			S. H.	
※			S. H.	※			S. H.	
※			S. H.	※			S. H.	
※			S. H.	※			S. H.	

注：※印欄（受講番号）は記入しないで下さい。

長岡労働基準協会長 殿

申込日 令和 年 月 日

担当者 部署・氏名 _____

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については本講習及び修了証の管理以外には使用いたしません